

資料8(日中系・居住系・障害児支援系)	令和3年3月24日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

令和3年度報酬改定について

(生活介護・短期入所・施設入所支援・共同生活援助・自立訓練(生活訓練))

■共同生活援助

○ 基本報酬の見直し

- ・ 日中サービス支援型の基本報酬について、サービス創設の趣旨や手厚い人員体制の有効活用等の観点から、重度障害者の受け入れのインセンティブが働くよう、現行報酬より重度者と中軽度者の報酬の差を拡大し、メリハリのある報酬体系に見直す。
- ・ 介護サービス包括型及び外部サービス利用型の基本報酬について、重度障害者に配慮しつつ、経営の実態等を踏まえて見直す。

○ 重度障害者支援加算の対象者の拡充(介護サービス包括型、日中サービス支援型)

- ・ 重度障害者支援加算について、重度障害者の受入体制を整備するために、施設入所支援の重度障害者支援加算(Ⅱ)と同様に、障害支援区分4以上の強度行動障害を有する者を算定対象に加える。(重度障害者支援加算(Ⅱ))

○ 医療的ケアが必要な利用者への支援の評価

- ・ 短期入所の医療的ケア対応支援加算と同様に、医療的ケアが必要な者に対する支援を評価する加算を創設する。(医療的ケア対応支援加算)

○ 強度行動障害を有する者の受け入れを促進するための体験利用の評価(介護サービス包括型、日中サービス支援型)

- ・ 強度行動障害を有する者が地域移行のために体験利用を行う場合、強度行動障害支援者養成研修又は行動援護従業者養成研修の修了者を配置している事業所について、報酬上の評価を行う加算を創設する。(強度行動障害者体験利用加算)

○ 夜間支援等体制加算の見直し(介護サービス包括型、外部サービス利用型)

- ・ 夜間支援等体制加算(Ⅰ)について、夜間支援業務の実態を踏まえ、入居者の障害支援区分に応じたメリハリのある加算に見直す。
- ・ 手厚い支援体制の確保や適切な休憩時間の取得ができるよう、住居ごとに常駐の夜勤職員に加えて、事業所単位で夜勤又は宿直の職員を配置し、複数の住居を巡回して入居者を支援する場合に評価する加算を創設する。
- ・ 現行の加算額は、支援対象者の人数が8人以上の場合は複数人ごとに加算額を設定しているため、支援対象者が多い方が合計の加算額が少なくなる事例が生じていることから、支援対象者の人数が1人増えるごとに加算の単位数を設定する。

○ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の延長(介護サービス包括型、日中サービス支援型)

- ・ 令和3年3月31日までとされている重度障害者に係る利用者ごとの個人単位での

居宅介護等の利用については、重度障害者の受入体制を確保する観点から、当該経過措置を令和6年3月31日まで延長する。

■施設入所支援

- 口腔衛生管理の充実
 - ・ 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、職員に口腔ケアに係る技術的助言を行っている場合等に評価を行う加算を創設する。（口腔衛生管理体制加算、口腔衛生管理加算）
- 摂食・嚥下機能支援の充実
 - ・ 経口移行加算及び経口維持加算、療養食加算について、咀嚼能力等の口腔機能及び栄養状態を適切に把握しつつ、口から食べる楽しみを支援するための多職種による取組プロセスを評価するよう見直す。
- 重度障害者支援加算の見直し
 - ・ 利用者の状態確認や利用者が環境の変化に適応するためのアセスメント期間を一定程度見直し、加算算定期間の延長及び加算の単位数を見直す。
- 補足給付の基準費用額の見直し
 - ・ 施設入所者の食費や居住に要する費用（食費・光熱水費）については、低所得者に係る負担を軽減するため、基準費用額（食費・光熱水費に係る平均的な費用の額）から、所得に応じた負担限度額を控除した差額を「補足給付」として支給しているが、この補足給付の基準費用額について、令和2年障害福祉サービス等経営実態調査結果等を踏まえて見直す。

■生活介護

- 常勤看護職員等配置加算の拡充
 - ・ 医療的ケアを必要とする利用者に対するサービス提供体制の充実を図るため、常勤看護職員等配置加算に、常勤の看護職員を3人以上配置し、判定スコアの各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を2名以上受け入れている事業所を評価する区分を創設する。（常勤看護職員等配置加算（Ⅲ））
- 重度障害者支援加算の見直し
 - ・ 重度障害者支援加算に「重症心身障害者を支援している場合」に算定可能となる区分を創設し、人員配置体制加算と常勤看護職員等配置加算に上乗せする形で評価する。
 - ・ 利用者の状態確認や利用者が環境の変化に適応するためのアセスメント期間を一定程度見直し、加算算定期間の延長及び加算の単位数を見直す。
 - ・ 強度行動障害を有する者が、障害者支援施設が実施している生活介護を通所で利用している場合（当該障害者支援施設の施設入所支援の利用者以外の者が生活介護を

利用している場合)であって、当該利用者の支援計画を作成し、当該計画に基づいて支援を行った場合についても加算の算定を可能とする。

■短期入所

- 基本報酬の見直し
 - ・ 医療型短期入所事業所の整備促進を図る観点から、経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。
- 医療型短期入所の対象者要件の見直し
 - ・ 医療型短期入所の報酬算定を行うための対象者要件について、福祉型（強化）短期入所事業所では対応が困難な、高度な医療的ケアが必要であって強度行動障害により常時介護を必要とする障害児者や医療的ケア児判定スコアが16点以上の障害児等を加える。
- 医療的ケア児者の受入体制の強化（特別重度支援加算の見直し）
 - ・ 医療型短期入所事業所の整備促進を図り、医療度の高い利用者に対する支援を強化する観点から、特別重度支援加算の算定要件を見直すとともに、加算を細分化し利用者の状態像に応じて評価する。
- 医療型短期入所における日中活動支援の充実
 - ・ 医療型短期入所について、相談支援専門員が作成するサービス等利用計画又は障害児支援利用計画において、医療型短期入所事業所での日中活動支援が必要とされている場合であって、発達支援、成長支援の知識・経験を有する保育士やリハビリテーションを行う専門職を配置した上で、当該専門職が日中活動に係る支援計画を作成し、日中活動支援を実施していることを評価するための加算を創設する。（日中活動支援加算）

■共通

- 地域区分の見直し
 - 現行の地域区分 千葉市：3級地 ⇒ R3～5年度 千葉市：3級地
- 医療連携体制加算の見直し【短期入所、共同生活援助、自立訓練(生活訓練)】
 - ・ 医療連携体制加算については、医療機関等との連携により、当該医療機関等から看護職員を訪問させ、利用者に看護を提供した場合や認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に算定できるところであるが、障害児者に真に必要な医療や看護を検討して適切に提供しているとは言い難い事例が散見されていることから、算定要件や報酬単価について、必要な見直しを行う。
- ① 医療・看護について、医療的ケアを要するなどの看護職員の手間の違いに応じて評価を行う。
- ② 医師からの指示は、原則、日頃から利用者を診察している主治医から個別に受ける

ものとすることを明確化する。

③ 福祉型短期入所について、特に高度な医療的ケアを長時間必要とする場合の評価を設ける。

④ 共同生活援助における看護師の確保に係る医療連携体制加算について、看護師1人につき算定できる利用者数の上限（20名まで）を設ける。

○食事提供体制加算の経過措置の取扱い【生活介護、短期入所、自立訓練】

- 令和2年度末までの経過措置とされていた食事提供体制加算について、栄養面など障害児者の特性に応じた配慮や食育的な観点など別の評価軸で評価することも考えられるかという点も含め、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、更に検討を深める必要があることから、今回の報酬改定においては、経過措置を延長する。

（詳細は厚生労働省資料「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000734440.pdf>

参照）